

5 地域活動支援センター事業

(1) 道内市町村における取り組み

① 近隣市町村との共同実施及び機能強化事業を実施している事例

〔富良野市、深川市〕

★ ポイント ★

事例です。

(富良野市) 1市3町1村により、共同で地域活動支援センターを運営。生活習慣、生活技能訓練などの自律助長的活動を機能強化事業として位置づけ、サービスの提供比率により総体経費を按分し、基礎的事業費とすみ分けしている事例です。

(深川市) 1市5町により、共同で地域活動支援センターを運営。専門職員である精神保健福祉士の人件費、及び業務割合により按分した事業費を機能強化事業として計上している事例です。

② 移行等支援事業等を活用し個別給付事業者へ移行した事例〔旭川市〕

★ ポイント ★

利用者5人の作業所から、地域活動支援センターを経て多機能型事業所への移行を果たした事例です。

NPO法人格取得や事業所指定事務、法人運営に関する助言に「移行等支援事業」を活用。事業形態に合わせた各種補助制度を積極的に活用することにより、ステップアップを続けています。

市町村地域生活支援事業（地域活動支援センター機能強化事業）

提出市町村名 富良野市

1 対象の地域活動支援センター

「富良野市地域活動支援センターリリー」

2 基本情報

(1) 実施形態（該当を□で括り、内容を記載）

① 単独実施 広域（共同）実施

（1市3町1村：富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村）

② 直営 委託 補助

（社会福祉法人 エクウエート富良野）

③ I型 II型 III型

④ 利用者：登録人員 53人（身障：2人、知的：4人、精神：47人）
：利用実人員 18人／日

⑤ 職員数：常勤 4人（うち専従 3人）

⑥ 利用料：なし

(2) 地域性の紹介や設置の経過・趣旨

平成の市町村合併協議が進んだ時に、1市3町1村（5市町村）職員が集まり、5市町村の今後の自治の在り方を検討した。現在、広域連合などを現在の構成している5市町村で行っている。公共施設の料金の一部統合化、相談窓口の共同開催なども行っている。

このようなことから、5市町村が共同で地域生活支援事業も行うということで話が進み、現在に至っている。

2 事業内容

(1) 事業内容（全体事業の内容や特徴的事業の紹介など）

創作的な活動として、

- ・ビーズアクセサリ作り、編み物、習字、絵画、絵手紙など

交流活動として

- ・レクリエーション、野外交流、茶話会、ゲーム、カラオケなど

作業活動として

- ・就労訓練的活動の一環として、畑作業（野菜づくり）を行い、収穫物の一部を販売。益金で利用者と地域住民の交流会も開催。

学びあい活動として

- ・料理教室、軽運動、ウォーキング、散歩、生活技能訓練、ミーティング、研修会

(2) 基礎的事業と機能強化事業のすみ分けの考え方

機能強化事業の区分基準：**実質基準** 形式基準

保清・運動習慣の定着や日課表づくりなどの生活習慣訓練、調理技術や栄養知識、掃除などの生活技能訓練といった、自律助長的活動を機能強化事業として位置づけ。

個々利用者の障がい特性や状況に応じ、基礎的事業と機能強化事業のウェイトを変えてサービスを提供。基礎的活動と機能強化活動の提供量の比率により総体経費を按分し、対象経費をすみ分けしている。

委託料年額：約900万円（基礎的事業：630万円、機能強化事業：270万円）

3 構成自治体による分担金の算定ルール

委託料年額を均等割と対象者（障がい者）割により、分担金を積算。

4 運営上の工夫など

事業実施要綱において諸様式が規定されていないため、各月の委託料請求、実績報告などを事業者ベースの任意様式で各市町村が受理することができ、委託事業者の事務負担軽減につながっている。

富良野市地域生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図ることを目的とし、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定による地域生活支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 市長は、厚生労働省が定める地域生活支援事業実施要綱（平成17年8月1日障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 相談支援事業 | (別記 1) |
| (2) コミュニケーション支援事業 | (別記 2) |
| (3) 日常生活用具給付等事業 | (別記 3) |
| (4) 移動支援事業 | (別記 4) |
| (5) 地域活動支援センター事業 | (別記 5) |
| (6) 生活サポート事業 | (別記 6) |
| (7) 日中一時支援事業 | (別記 7) |
| (8) 経過的デイサービス事業 | (別記 8) |
| (9) 社会参加促進事業 | (別記 9) |
| (10) 更生訓練費給付事業 | (別記 10) |

(実施主体)

第3条 実施主体は富良野市とし、前条各号に掲げる事業の全部若しくは一部を複数の市町村が連携し広域的に実施することができるものとする。

2 市長は、前条各号に掲げる事業の全部若しくは一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

(利用者負担)

第4条 第2条各号に掲げる事業の推進にかかる利用者負担については、各事業別記に記載のとおりとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(別記 5)

地域活動支援センター事業

(目的)

第1条 地域活動支援センター事業（以下「事業」という。）は、障がい者等の地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 地域活動支援センターは、利用者に対し創作的活動又は生産活動の機会の提供など地域の実情に応じて支援する基礎的事業を行うものとする。

2 地域活動支援センターの名称及び設置箇所は次のとおりとする。

(1) 富良野市本町12番5号 富良野地域活動支援センター

3 この事業の機能強化を図るため、基礎的事業に加え、地域活動支援センターⅠ型、地域活動支援センターⅡ型、地域活動支援センターⅢ型の事業を行うことができる。

4 地域活動支援センターの利用実人員は、1日当たり10名以上とする。

5 地域活動支援センターに必要な職員は2名とし、うち1名は常勤職員とする。

(基礎的事業)

第3条 基礎的事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 創作的活動事業 スポーツ、レクリエーション、手芸工作、絵画等及び地域活動等の技術援助及び作業

(2) 生産活動事業 地域の実情及び製品の需給状況を考慮し、できるだけ多数の作業種目により障がい者等の特性及び能力に応じた作業指導又は職業の提供。

(3) 地域活動等事業 社会生活の適応性を高めるための日常生活動作等の訓練、生活マナー等の講習、当事者の自主的な活動の支援、地域との交流等を図るための場や機会の提供等、地域生活の支援と地域活動の促進を目的とした事業の実施。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、本市に住所を有する障がい者等であって、創作的活動又は生産活動の機会の提供等による支援が必要と認められた者とする。

(実施主体)

第5条 この事業の実施主体は富良野市とし、この事業の全部若しくは一部を複数の市町村が連携し広域的に実施することができるものとする。

2 市長は、この事業の全部若しくは一部を団体等に委託することができるものとし、この事業を実施する者は、法人格を有する者とする。

(事業の運営等)

第6条 この事業の運営主体は、本事業の利用者との間に、本事業の利用に関する契約を締結するものとする。

2 地域活動支援センターの開設日は、原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日

とし、開設時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 3 この事業にかかる活動時間、作業内容及び作業量は、利用者にとって過重なものとならないように配慮するものとする。

(利用者負担)

第7条 この事業の利用料は、無料とする。

市町村地域生活支援事業（地域活動支援センター機能強化事業）

市町村名 深川市

1 対象の地域活動支援センター

「北空知障がい者支援センター」

2 基本情報

(1) 実施形態（該当を□で括り、内容を記載）

- ① 単独実施 広域（共同）実施
（1市5町：深川市、妹背牛町、秩父別町、沼田町、幌加内町）
- ② 直営 委託 補助
（社会福祉法人 広里会）
- ③ I型 II型 III型
- ④ 利用者：登録人員 43人（身障：1人、知的：4人、精神：38人）
：利用実人員 22人／日
- ⑤ 職員数：常勤 3人（うち専従 3人）
- ⑥ 利用料：2,000円／月（ただし、住民税非課税世帯は無料）
お試し利用時は100円／回

(2) 地域性の紹介や設置の経過・趣旨

単独市町では専門的な職員の配置など地域活動支援センターの設置が難しいことから、北空知1市5町で共同実施することとなり、広域実施に関する協定を締結。精神障がい者地域共同作業所を地域活動支援センターに移行して運営している。

なお、雨竜町在住で共同作業所時代からの利用者1名についても、雨竜町に地域活動支援センターが無いことから、受け入れしている。

2 事業内容

(1) 事業内容（全体事業の内容や特徴的事業の紹介など）

作業活動として、

- ・ 農業資材の製作（米1トンを入れる丈夫な袋「フレコン」の部品製作を受注）
- ・ 深川市指定ごみ袋の配送（2週間に1度、20店前後の取扱店へ配達）
- ・ 電子部品の加工（沼田町のメーカーから受注）

創作的活動として、

- ・ 習字、カラオケ、ゲームなどを実施

(2) 基礎的事業と機能強化事業のすみ分けの考え方

機能強化事業の区分基準：**実質基準** 形式基準

機能強化事業を、①医療・福祉・及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、②地域住民ボランティアの育成、③障がいに対する理解促進を図るための普及啓発として協定書に規定。

専門職員である精神保健福祉士の人件費、及び業務割合により按分した事業費を機能強化事業として計上している。

委託料年額：約1,600万円（基礎的事業：620万円、機能強化事業：980万円）

3 構成自治体による分担金の算定ルール

委託料年額を均等割、人口割、利用者割、障がい者割により分担金を積算。

4 運営上の工夫など

広域事業に関する委託事業者との委託契約は、構成市町村を代表して深川市が締結し、委託料支払等の事務を行うため、委託事業者の事務負担増大が避けられている。

同じく共同設置している「北空知地域自立支援協議会」において、地域活動支援センターの運営についても協議され、客観的な評価が行われている。

作業所、地域活動支援センターから個別給付事業への移行事例

1 事業者名

特定非営利活動法人 ニムビン (旭川市)

2 基本情報 (H23. 2. 24 現在)

- サービス種別 多機能型事業所 (生活介護・就労継続支援 B 型)
- 利用者数 生活介護 : 9人
就労継続支援 B 型 : 25人
- 職員数 12人 (常勤 : 7人、非常勤 : 5人)
- 費用徴収 送迎無料、食事代のみ
- 取組 (活用) 目的工賃達成指導員加算
福祉介護人材の処遇改善事業助成金
通所サービス利用促進事業助成金

3 事業の変遷

平成13年 4月～20年9月 作業所
 20年10月～21年6月 地域活動支援センター
 21年 7月～ 多機能型事業所 (生活介護・就労継続支援 B 型)

	利用者数	職員数	補助金 (円)	平均工賃 (円)	補助事業・移行支援制度の活用
作業所時代 平成13年～ 平成20年	5人 →16人	3人 →4人	6,750,000 →11,320,000	7,440 →17,990	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備補助金 (旭川市) ・赤い羽根共同募金助成金 ・移行推進研修会参加 (道事業) ・NPO法人格取得
地活センター時代 平成20年～ 平成21年	16人 →16人	4人 →6人	(9か月間) 6,199,000 ※ (通年へ入) 10,755,000	17,260 →19,605	<ul style="list-style-type: none"> ・備品・車両購入 (市補助金) ・コンサルタント派遣利用: 5回 (移行等支援事業: 道) ・障害者自立支援基盤整備事業 ・福祉車両助成事業 (日本財団)
多機能型事業所 平成21年7月 ～	16人 →34人	9人 →12人	(開設月) 2,050,000 (最大月) 3,700,000	(生活介護) 時給: 170 (就労B) 時給: 218 月平均: 19,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ワゴン車購入 (市補助金) ・HBC社会福祉基金助成事業

4 活動を振り返って～各ステージでの思い

(小規模作業所～地域活動支援センター) ～必要な職員を確保するために

- ・補助金額では必要な職員が確保できない。→給料を払って、利用者をきちんと支援したい！！
- ・作業所から報酬事業への直接移行も検討→市の助言もあり、段階（地活センター）を踏むことに
- ・法人格の取得→社会的信用の向上（金融機関からの借入れが可能に）

(地域活動支援センター～多機能型事業所) ～自主運営への準備期間として

- ・利用者ニーズを踏まえた移行サービスの決定→生活介護+就労継続支援B型
- ・ステップアップ時に、補助制度や支援事業を活用→使えるものは使う、タイミングが大事！！
- ・自主運営体質への切り替え、職員増を図る→地活センターは9か月間だが、必要な期間だった！！
- ・移行当初の未収入期間（報酬請求から給付までの2か月間）の運営資金確保が大変

(多機能型事業所の運営と今後の展望) ～利用者の自立、支援の拡充に向けて

- ・パソコンによる事務作業の効率化、その人材の確保が運営のキー
- ・職員増による効果（休暇取得、賃金等の待遇改善）→利用者支援の充実へとつながる
- ・グループホーム・ケアホームの立ち上げも視野
- ・現在、利用者の工賃アップに全力投球中！！ →能力の向上 →自立へ
印刷業務（パソコン作業）受注増による工賃反映
旭川市のゴミ拠点の指定（委託）、市クリーンセンターでの選別作業（施設外就労）

(2) 「機能強化事業」の基本的な考え方

★ ポイント ★

地域活動支援センター機能強化事業は、従前の小規模作業所の補助水準が維持されることを前提に、地域活動支援センターの機能を充実強化するため、上乘せした部分について国庫補助の対象とするものです。

市町村の一般財源により実施されるべき基礎的事業と国庫補助の機能強化事業に要する経費について、合理的説明が可能な区分を示すことが求められています。

【参考資料】

「地域活動支援センター機能強化事業の見直しの基本的な考え方について」

【参考】

1 地域活動支援センターの基準

根拠	障害者自立支援法第80条第1項に定める施設（第二種社会福祉施設）
基本方針	利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の提供を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
基準	（職員）2名以上（うち1名は専任者） （規模）10人以上の人員を利用させることができる規模を有するもの

2 道補助制度の経緯

～17年度	地域作業所（法定外施設）の安定的な運営のため道補助制度「地域作業所運営費補助金」を実施
平成18年度	障害者自立支援法の施行に伴い、地域作業所から新体系施設等への円滑な移行のための経過措置として「地域活動支援センター等運営費補助金」へ補助制度を見直し継続
平成21年度	18年度から地域活動支援センター運営財源の地方交付税措置が市町村に一元化されたため、激変緩和措置として補助額を逡減し補助制度を継続（平成24年度廃止予定）

3 新体系移行・運営改善への支援

・就労支援事業B型等の新体系への移行	→コンサル派遣、基盤整備
・複数市町村による共同運営、既存法人等との統合	→新体系移行相談対応
・基礎的事業（交付税）と機能強化事業（国補）の整理	→要綱改正
・高齢者等との共生型事業で運営	→共生型基盤整備事業
・小規模施設（地域活動支援センター）の要件を満たさない	→日中一時支援事業等活用

21年12月15日
障害保健福祉部
自立支援振興室
地域生活支援係

「地域活動支援センター機能強化事業」の見直しの基本的な考え方について

はじめに

昨年度、会計検査院の現地検査において、ある市町村で地域活動支援センター機能強化事業の算定にあたり、基礎的事業と機能強化事業の事業費の算定が不適当とする事案が指摘されました。

そのため、当室より、本年9月の全国会議において各市町村へ自己点検をお願いしたところ です。

その際、一部の都道府県から、チェックシートのようなものを提示できないかとする意見が述べられたことから、今回、各市町村における自己点検及びそれに伴う見直し作業にあたっての技術的な助言として以下の考え方の整理をお伝えすることとしたものです。

なお、参考として具体的な会計検査院の指摘の概要についても周知します。

1 地域活動支援センター機能強化事業の基本的考え方について

○機能強化事業の区分基準

「基礎的事業」と「機能強化事業」の区分については、本来はその機能強化に着目した「実質基準」で判断すべきであるため、その判断の具体的な判断基準を示すこととするが、別途簡易な方法として「形式基準」での判断も可能と考える。

(1) 実質基準と形式基準

① 「実質基準」

当該市町村が補助(委託)事業者へ交付する際に、国の補助金の対象となる事業と独自の事業を区分けしないで交付している場合、事業者の行っている事業の内容によって、基礎的事業と機能強化事業を実質的に判断するもの。

○機能強化事業の実質的な判断の内容

具体的な例としては、

§ 専門的な職員等を配置している場合。

(例)・対象者の障害特性に応じた特別な支援が必要な場合、その資格を有する職員を加配。

・医療福祉分野の社会基盤との連携強化や地域ボランティア育成等のための職員を加配。

§ 基礎的事業以外の事業を行っている場合。

(例)・基礎的事業以外の利用者支援事業

- ・障害特性に応じて実施する事業
- ・基礎的事業以外の施設外支援(通院・入院支援、就労支援など)
- ・家族支援 など

§ 高度な支援を必要とする障害者を受け入れて支援を行っている場合

※ 個別事例について疑義がある場合は、当室へ相談して下さい。

② 「形式基準」

当該市町村が補助(委託)事業者へ交付する際に、国の補助金の対象となる事業と独自の事業を別の要綱に定めるなど、区分けして交付している場合、その区分けによって、基礎的事業と機能強化事業を形式的に判断するもの。

なお、当該市町村が小規模作業所へ補助している場合、地域活動支援センターへの交付額が同規模の作業所へ交付する金額を超えて補助を実施している場合において「機能強化の内容を明確に説明できる場合」、その差額を形式的に機能強化事業と区分けすることも可と考える。

※上記の場合、当然のことながら差額についても合理的な説明を可能としておくことを必要と考える。

(2)金額算定方法について

実質基準による場合、当該追加経費の内容を明細として準備しておくこと。

形式基準については、同規模の小規模作業所に対する補助額との比較表(差額が算出されるもの)を準備しておくこと。

(補助金の精算時の添付資料とすることについて、別途検討中です)

2 チェックシート(参考例)について

別添の参照資料をご覧下さい。

3 会計検査院指摘事案の概要

昨年度、会計検査院による市町村の実地検査の際に、A市における地域生活支援事業のうち、「地域活動支援センター機能強化事業」の事業費算定について指摘を受けたものです。

(指摘内容)

- ・ A市においては、何ら積算根拠もないまま単純に600万円を地域活動支援センターの事業費から控除した残額を機能強化事業の事業費として計上。
- ・ 600万円については、「国から示された」という理由しか説明されなかった。

(注)A市は、平成17年12月26日の障害保健福祉関係主管課長会議で示された資料を根拠として提示した。

(処理内容)

会計検査院から指摘を受けた事案は自立支援法施行後に地域活動支援センターへ移行した作業所であったが、従前の補助水準額などを参考に機能強化事業の事業費を算定し直すこととした。

(別添)

見直し後の「チェックシート」の例

現在、お願いしている地域生活支援事業の実施要綱の見直し等にあたって、自己点検用に以下のチェック項目を例示します。見直しの考え方が生かされているか否かの自己点検用にご使用下さい。

【地域活動支援センター機能強化事業の自己点検におけるチェックシート】

《助成額》

- 過去に当室より例示した金額(17年12月の課長会議資料で例示した補助額)を根拠に区分していないか。
- 区分した基礎的事業の額が同一市町村における同規模の小規模作業所への助成額を下回っていないか。
- 従来、小規模作業所として助成していた場合、機能強化事業を基礎的事業(交付税措置)の上乗せではなく、その基礎的事業分を減額し、トータルで小規模作業所と同額又は減額していないか。

《機能強化事業について対外的な説明が可能となっているか》

- 機能強化事業として職員の加配を行う場合、専門的な資格をもつ職員又は機能強化事業を行うための職員を加配しているか。
- 基礎的事業の事業内容が定められているか。
- 機能強化事業の事業内容が定められているか。

《型式要件》(補助要綱等を区分している場合)

- 基礎的事業部分と機能強化事業部分の事業費が明確に区分けされているか。